

(4) 戦後の地方税のあゆみ

戦前は、地方団体の有する独立財源は弾力性に乏しい零細な税目ばかりで、国税附加税（地租附加税）を主体としていました。

昭和22年、新憲法に基づく地方自治法が制定されて、地方税法は、大改正が行われました。この改正で国税附加税が廃止され、さらに地租等多数の税目が国税から地方に移譲され、国税、地方税の体系に分離しました。ただし、道府県と市町村間では附加税制度は存続していました。昭和24年9月15日、税制の全面改革を織り込んだ「日本税制報告書」（シャープ勧告）が発表され、この勧告に基づいて、昭和25年、地方税法の体系について画期的な改正が行われ、道府県と市町村間でも税源が完全に分離され、すべて独立税制度をとることになり、従来の附加税は全廃されました。

その後、昭和29年、経済情勢の推移に応じて、地方団体の自治体制強化のための独立財源の充実（道府県民税、不動産取得税、たばこ消費税（平成元年にたばこ税に改称）の創設）、地方団体間の税源配分の合理化を図ること等から地方税制の改革が行われ、現行の租税体系の大枠が確立されました。

（用語の解説・14「シャープ勧告」参照）

2. 課税の根拠

(1) 租税法律主義

租税法律主義とは、新たに租税を課したり、現行の租税を変更するには、国民の選んだ代表による議会で定める法律によることを必要とするという考え方です。

我が国憲法は、第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とし、第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定し、租税法律主義によることを明記しています。

- ☞ 新しい種類の税を設けて、その課税客体、納税義務者、課税標準、税率等や、賦課徴収の手続を定めたり、現行租税法の条文の一部を変更するには、法律又は法律の定める条件によることが必要です。
- ☞ 法律の委任がないのに、行政命令で税を課税・徴収することや、また、行政命令に白紙委任するような法律をつくることはできません。
(用語の解説・1「租税法律主義」参照)

(2) 地方税の課税の根拠

条例で地方税の賦課徴収について規定していることは、租税法律主義の一変形と解されています。その理由は、地域住民の責任と負担で地方行政を処理するのが憲法の「地方自治の本旨」であり、しかも条例は地方自治体の住民の代表者によって定めるものだからです。具体的には、次のような法律体系になっています。

① 地方税法に基づく条例が根拠

地方税においては、国税の法人税法、所得税法などの場合と異なり、地方税法の規定で直ちに租税債権や納税義務が生じるものではありません。各地方団体が条例で定めるところによって納税義務が生ずるのです。

すなわち、都道府県税や市町村税の課税・徴収の直接的な根拠は、それぞれの団体が定めた条例であり、法は条例の根拠法として枠と基準を定めているものです。

都道府県や市町村がそれぞれの税を課税し徴収する権能を「地方団体の課税権」といいますが、このことは憲法第8章(地方自治)、地方自治法第223条、法第2条、法第3条に明示されています。

- ☞ 法では、道府県や市町村を「地方団体」と定義しています。また、都については道府県に関する規定を、特別区については市町村に関する規定を準用しています。

本書では、都と特別区も含め「地方団体」ということにします。

- ☞ 地方自治法第223条「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。」